

1. 事業全体に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|---|-------|----|--|--|
| 1-1 | | 前倒し調査 | 1次 | 「前倒環境調査を適用した適切かつ迅速な環境影響評価の実施について(H30,NEDO)」に示されるような前倒し調査を実施(又は予定)している場合は、環境項目ごとに調査の実施時期・内容をご教示ください。 | 希少猛禽類のみ前倒し調査を実施しており、2023年4月から調査を開始しております。 |
| 1-2 | | 相互理解等 | 1次 | 地域関係者への情報提供について、どのように行っていく計画か、事業者の方針をお示しください。 | 地域関係者への情報提供のために、説明会の開催や全戸配布を実施、計画しております。令和5年7月に近隣地区を対象とした1回目の説明会を開催しており、配慮書縦覧期間にも自主的に説明会を開催いたしました。また、説明会開催案内、事業検討開始時及び先行猛禽類調査開始時には近隣地区への全戸配布により情報提供を行っており、今後も継続する計画です。 関係自治体には進捗の報告や計画に変更が生じた際などの密な連絡が必要と考えております。これまでも説明会の共有や進捗の報告等を実施しており、引き続き密にコミュニケーションを取りながら検討を進めて行く考えです。 |
| 1-3 | | 図書の公表 | 1次 | ①貴社ウェブサイトにおける、本方法書のインターネットでの公表期間は縦覧期間とほぼ同様となっているほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 ②環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」(環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂)を发出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていますが、本通知に対する事業者の見解についてご教示ください。 | ①環境影響評価図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書をダウンロード・印刷が可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。 ②①と同様の回答となりますが、盗用や不正な利用等悪用の恐れがあるため環境影響評価図書をダウンロード・印刷が可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。ただし、住民から要望があった際に図書の貸し出しを行った実績はあり、住民との相互理解促進のため、要望があれば縦覧期間後も図書の貸し出しは行うことを方法書説明会にてお知らせします。 また、地域とのコミュニケーション促進、事業に対する不安を低減させることが求められている中で、対象の地域に対してわかりやすくかみ砕いた上で丁寧に説明会を重ねることが有効と考えており、住民との相互理解促進に今後も努めてまいります。 |

2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|----|---------------------|----|--|--|
| 2-1 | 4 | 図2.2-1 | 1次 | ①風力発電機の配置が明らかにされていませんが、適切な調査方法(現地調査地点等)の検討には、風力発電機の配置の情報が必要なものもあるため、配置計画を明らかにして方法書手続を実施することが望ましいと考えますので、現段階での風車の配置計画等をご提示ください。 ②今後、風車の配置によっては、本方法書で示されている調査地点等の見直しが必要となるおそれがありますが、どのように対応されるお考えでしょうか。 | ①現段階の配置計画は別添資料2-1①のとおりとなりますが、今後の環境調査、予測、評価の結果や設計を踏まえて変更となる可能性があります。そのため現時点では用地交渉は完了しておらず、配置を示すことで悪意を持った第三者による土地の買収等による妨害・トラブル等を避けたいため別添資料2-1①は非公開資料とすることを希望します。 ②風車の配置が確定した段階で調査地点の追加が必要と考えられる場合は、調査地点の追加を行います。 |
| 2-2 | 15 | b.緑化に伴う修景計画 | 1次 | 切盛土面は可能な限り緑化する計画とのことですが、これは法面だけを指しているのか、ヤード等の平面部分についても可能な限りの緑化を行うのか、ご教示願います。 | ヤード等の造成面についても、供用後に維持管理等で活用せず、構造物に占有されない範囲がある場合は、緑化等の保護・修景を検討いたします。 |
| 2-3 | 15 | (2)工事用資材等の搬出入及び大型部品 | 1次 | 「仮置き及び積み替え場所の選定に当たっては、住宅等からの離隔を確保することに留意」とされているますが、「等」の内容をご教示ください。 | 住宅以外で、騒音に係る保全が必要と考えられるもの、例えば寺社や店舗などで居住している建物、事務所が該当します。 |
| 2-4 | 18 | (3)工事中の排水に関する事項 | 1次 | 車両洗浄等により発生する汚水の排水に係る計画をご教示ください。 | 基本的に対象事業実施区域内では車両の洗浄は行いません。コンクリート打設後の車両や機材に付着したセメントを洗浄しますが、その洗浄水はプラント工場への持ち帰りを基本とします。 |

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|----|------------|----|---|---|
| 3-1 | 54 | 図3.1-17(3) | 1次 | 対象事業実施区域及びその周辺は、ハチクマの渡りルートとなっていることが示されています。このことについての、事業者の見解と、これを受けて調査手法へ反映した部分があればお示しください。 | 渡りの飛翔方向として、東西方向と南北方向への飛翔が想定されており、ガン類や猛禽類及び小鳥類についても飛翔が想定されます。文献上からはハチクマが抽出されましたが、ハチクマに限らず、渡り移動の鳥類について把握できるよう努めていく考えです。 |
| 3-2 | 74 | (2)植生の概要 | 1次 | 「対象事業実施区域には、トドマツ植林、シラカンパーミズナラ群落、等の植生が主に分布しており、中央部には植生自然度9に相当するトドマツミズナラ群落、南側には植生自然度9に相当するチンマザサバーナ群集(IV)等が見られる。」と記載されていますが、対象事業実施区域内に分布している群落とその植生自然度、風力発電機の設定予定範囲内に分布している群落とその植生自然度について、それぞれ整理してお示し願います。 | 別添資料3-2にお示しいたします。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|------------|-------------------------------------|----|--|--|
| 3-3 | 122 | 表3.1-36 | 1次 | 412ページに記載された、配慮書についての知事意見に対する事業者の見解によると、関係機関への意見聴取に努め、ご意見をいただいた場合は主要な眺望点への選定を検討するとあります。実際に関係市町村や関係団体にヒアリングは実施しているでしょうか。している場合はその概要を、していない場合は方法書作成時点でヒアリングを行わなくてもよいと考えた理由についてお示しください。 | 眺望点について、関係自治体にヒアリングを実施しており、ヒアリングを踏まえ主要な眺望点を選定しております。ヒアリング内容とその対応といたしましては以下の通りです。 ・今金町 ヒアリングにおいて「今金総合公園」が眺望の目的で利用される施設であることをコメントいただいた。その後、文献調査において眺望利用のある地点であることを確認したため、主要な眺望点として選定している。 ・せたな町 ヒアリングにおいて「三本杉海水浴場」がキャンプの目的で利用される施設であることをコメントいただいた。風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲外であり、風力発電機が視認されたとしても眺望景観への影響は小さいものと考えており、主要な眺望点に選定していない。 ・八雲町 ヒアリングにおいて「ペコレラ学舎」がワーケーションの目的で利用される施設であることをコメントいただいた。風力発電機が垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲外であり、風力発電機が視認されたとしても眺望景観への影響は小さいものと考えており、主要な眺望点に選定していない。 |
| 3-4 | 145 146 | 図3.2-7 図3.2-8 | 1次 | ①対象事業実施区域と河川からの取水地点との重複状況をご教示ください。また、重複している地点については、なぜ区域から除外しなかったのかその理由をあわせてご教示ください。 ②対象事業実施区域設定にあたっての利水者との協議状況及び今後の対応に係る事業者の見解をご教示ください。 | ①対象事業実施区域と河川からの取水地点は重複しておりません。 ②現段階で利水者との協議は実施しておりませんが、今後の環境調査、予測、評価によって影響が生じる可能性がある場合は影響の回避、低減策を検討の上、関係機関と協議することを検討いたします。 |
| 3-5 | 147 | 図3.2-9 | 1次 | ①対象事業実施区域と漁業権設定範囲が重複していますが、なぜ区域から除外しなかったのかその理由をあわせてご教示ください。 ②対象事業実施区域設定にあたっての漁業権者との協議状況及び今後の対応に係る事業者の見解をご教示ください。 | ①工事による河川の改変は行わないものの、河川の近傍を改偏する可能性があるため区域に含めました。 ②現段階で漁業権者との協議は実施しておりませんが、今後の環境調査、予測、評価によって影響が生じる可能性がある場合は影響の回避、低減策を検討の上、関係機関と協議することを検討いたします。 |
| 3-6 | 149 | 図3.2-10 | 1次 | P16、17で示された、大型部品の輸送ルート及び工事関係車両の主要な走行ルートを網羅した範囲を対象として交通量を把握する必要はないと判断された理由をご教示ください。 | 大型部品の輸送ルート及び工事関係車両の主要な走行ルートから対象事業実施区域及びその周囲へ向かうルートは限られているため、本事業における交通量の状況の把握は記載の範囲で網羅できていると考えております。 |
| 3-7 | 151 | 図3.2-11 | 1次 | ①対象事業実施区域と住宅との重複状況をご教示ください。 ②対象事業実施区域(道路造成のみ可能性のある範囲)と住宅等の重複状況をご教示ください。 ③工事関係車両の主要な走行ルートを網羅した範囲を対象に配慮が特に必要な施設や住宅等の位置を把握する必要はないと判断された理由をご教示ください。 | ①対象事業実施区域と住宅等は重複しておりません。 ②対象事業実施区域(道路造成のみ可能性のある範囲)と住宅等は重複しておりません。 ③発電所に係る環境影響評価の手引に従い、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況については、対象事業実施区域周辺の学校、保育所、病院、診療所の位置及び主要な住宅地の位置等を記載いたしました。 |
| 3-8 | 191 | 7鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等 | 1次 | 「対象事業実施区域の周囲に」としていますが、対象事業実施区域(道路造成(既存道路の部分的な改変)のみ可能性のある範囲)が今金八束鳥獣保護区と重複しているの、正しい表記に修正してください。 | 別添資料3-8にお示しいたします。 |

4. 「第4章 計画段階環境配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|----|---|-----|----|------|-------|
|----|---|-----|----|------|-------|

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|----|---|-----|----|------|-------|
|----|---|-----|----|------|-------|

6. 「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----------|-----|--------------------|----|---|--|
| 振動 6-1 | 308 | 表4.1-4環境影響評価の項目の選定 | 1次 | 建設機械の稼働を要因とする振動について選定されていませんが、発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月 経済産業省)においては、「工事用道路等を改変する場合であって、かつ、当該工事場所の近傍に民家等が存在し、環境保全上の支障が生じることが予想される場合」には環境影響評価項目として設定するとされています。本事業では、対象事業実施区域及びその周囲に住宅等があり(P143)、振動による影響が懸念されますので、環境影響評価の項目として選定する必要がないと判断された根拠をご教示ください。 | 建設機械の稼働に係る振動については、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所」を基に、工程ごとの振動レベルの伝搬距離を算出いたしました。振動の予測式及び試算結果は別添資料6-1のとおりであり、振動感覚閾値(人が振動を感じ始める値、55デシベル)については、発生源より50mも離れば、この値を下回ります。本事業においては、風力発電機の設置位置より最も近い住居まで約500m程度の離隔があり、道路の拡幅等が想定される地点では最小限の重機を利用した一時的かつ短期間の工事であることから、振動の影響は極めて小さいものと考えております。そのため、環境影響評価の項目としては選定しておりません。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-------------------------|------------|-------------------------|----|--|--|
| 6-2 | 312 | 6.1.3 累積的な影響について | 1次 | 事業区域が重複している「(仮称)今金風力発電事業」について、配置及び機種を検討している段階であることから、方法書段階では累積的影響の検討対象としていないとしています。 配慮書段階でも確認していますが、(仮称)今金風力発電事業との累積的影響を検討するのは、「風力発電機の配置及び機種が確定」した段階という回答から変更はないでしょうか。 | 累積的影響の検討を行うのは、(仮称)今金風力発電事業の風力発電機の配置及び機種が確定した段階、という回答から変更ございません。 |
| 6-3 | 313 | 表6.1-8 | 1次 | 人と自然とのふれあい活動の場の工事用資材等の搬出入の項目について、表6.1-4で、環境影響評価の項目として選定していますが、累積的影響の項目で検討するか不明となっています。累積的影響に係る項目での選定の有無について明確にするとともに、選定の有無に係る理由をお示ください。 | 工事用資材等の搬出入の項目における累積的影響について、現段階においては、長万部町、八雲町及びせたな町の生コン工場を使用する想定をしており、工事関係車両の主要な走行ルート分散化する計画であること、検討対象とした他事業とは離隔があることから非選定としております。なお、別添資料6-3のとおり、表6.1-8及び表6.1-10(2)において、その旨を記載いたします。 |
| 6-4 | 314 315 | 表6.1-10 | 1次 | ①工事用資材等の搬出入を影響要因とした騒音、振動について、選定しない理由が異なる理由をご教示ください。 ②産業廃棄物及び残土を選定しない理由として、「各事業において実行可能な範囲内で影響を回避又は低減することが必要となる項目」とされていますが、当該内容は、全ての項目に当てはまる内容ではないでしょうか。改めて産業廃棄物及び残土を選定しない理由をお示ください。 | ①選定しない理由を統一いたします。修正したページを北海道一次別添資料6-4①にお示しいたします。 ②修正したページを北海道一次別添資料6-4②にお示しいたします。 |
| 騒音 振動 6-5 | 319 327 | 表6.2-1(2) 表6.2-1(10) | 1次 | 5.(1)の【現地調査】について、 ①「平日及び土曜日」とされていますが、日曜・祝日は工事関係車両の出入りはないと解してよろしいでしょうか。 ②「道路交通騒音(振動)」の状況を把握できる日をどのように決定されるのかをご教示ください。 | ①日曜・祝日の工事関係車両の出入りはありません。 ②交通量が多くなる年末年始、ゴールデンウィーク及びお盆を除く時期において、工事を実施する予定である平日及び土曜日に調査を実施します。 |
| 騒音 6-6 | 319 | 表6.2-1(2) | 1次 | 10.(2)において、「騒音に係る環境基準について」との整合性について検討されるとしていますが、測定地点はいずれも類型指定がない場所ではないでしょうか。どのように評価するのかをご教示ください。 | 調査地点は類型の指定はございませんが、参考として、方法書p157 表3.2-18(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)に記載した、昼間70dBとの比較を実施いたします。 |
| 騒音 6-7 | 321 | 表6.2-1(4) | 1次 | 5.(1)の【現地調査】について、「環境騒音の状況を把握できる日」は、具体的にどのようなように設定するのかをご教示ください。なお、季節に対する見解や土曜・日曜・祝日を休工とするかを含めた回答としてください。 | 建設機械の稼働による騒音の評価は「騒音に係る環境基準について」と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを評価するため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」を参照しております。その中で、「騒音レベルの現地調査は「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に示される測定方法により行う。」と記載されていることから「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき、平均的な状況となる期間の平日を選定いたします。なお、マニュアルにおいて、「一般地域」で対象とする騒音は、人間活動により発生する騒音であるとされており、「人間活動により発生する騒音」は、「工場・事業場騒音、生活道路における道路交通騒音、営業騒音、近隣生活騒音等である。」とされているため、本項目に関してはこの環境基準を利用することにいたしました。 また、調査を行う季節について、夏季においては、虫の鳴き声による影響がある可能性を踏まえ、夏季及び休工である冬季を除く、春季又は秋季にて調査を実施予定です。なお、現時点では、対象事業実施区域の周囲の保全対象家屋の周辺の主な騒音源が、川のせせらぎ音、風による音、木々の擦れる音等と想定されますので、春季及び秋季において、環境騒音による差はないと考えております。工事につきましては、土曜については工事を実施する可能性がございます。日曜・祝日については原則休工とする予定です。 |
| 騒音 6-8 | 321 | 表6.2-1(4) | 1次 | 10.(2)において、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準との整合性について検討されるとしていますが、「発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月 経済産業省)」において検討するとされている「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合性に関する評価は不要と判断されたことが適切である根拠をお示ください。 なお、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合性を図られる場合には、調査及び予測の手法について修正を要すると考えますので、その内容をあわせてご回答ください。 また、「騒音に係る環境基準について」との整合性について、どのように評価するのかをご教示ください。 | 対象事業実施区域及びその周囲に分布する騒音に係る規制地域において想定される工事はトラッククレーン、建柱車、高所作業車等を用いた標識や電柱の移設を現時点では想定しております。騒音規制法に示される騒音に係る特定建設作業は行わないため、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合性に関する評価は不要と判断しました。なお、今後の詳細設計の結果、対象事業実施区域に含まれる規制地域において、騒音に係る特定建設作業を行う計画に見直した場合は、調査及び予測の手法を見直します。 騒音に係る環境基準につきましては、対象事業実施区域及びその周囲の中で最も厳しいA類型の基準との比較を実施いたします。 |
| 騒音 6-9 | 322 | 表6.2-1(5) | 1次 | 3.調査地域について、「対象事業実施区域及びその周囲」とは、具体的にどのような範囲であるかをご教示ください。 | 調査地域としている対象事業実施区域及びその周囲は、図6.2-1の図郭の範囲を示しております。 |
| 騒音 超低周 波音 6-10 | 323 325 | 表6.2-1(6) 表6.2-2(7) | 1次 | 5.調査期間等に関し、環境騒音及び超低周波音の【現地調査】について、 ①環境騒音と超低周波音の調査期間は同一期間とするかについて、ご教示ください。 ②3日間の測定において、平日及び休日の測定とすることを教示ください。なお、回答にあたっては、そのように判断された理由をあわせてご教示ください。 | ①環境騒音と超低周波音の調査期間は同一期間です。 ②現時点では、対象事業実施区域の周囲の保全対象家屋の周辺の主な騒音源が、川のせせらぎ音、風による音、木々の擦れる音等と想定されますので、平日と休日では環境騒音に違いはないと考えております。そのため、測定期間は必ずしも休日も含めた日程とはいたしません。 |
| 振動 6-11 | 327 | 表6.2-1(10) | 1次 | 10.(2)において、「振動規制法施行規則」に基づく道路交通振動の要請限度との整合性について検討されるとしていますが、測定地点はいずれも区分の指定がない場所ではないでしょうか。どのように評価するのかをご教示ください。 | 測定地点はいずれの区分も指定はありませんが、評価にあたっては、参考として第1種区域の基準値を使用する予定です。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-------------------------------|-------------------|--|----|---|--|
| 騒音 振動 超低周 波音 6-12 | 328 | 表6.2-1(11) | 1次 | ①工事関係車両の主要な走行ルートのうち、工事関係車両の走行が集中する地点は、どのように選定されたのかをご教示ください。 ②建設機械の稼働に係る調査地点について、風力発電機の設置位置を基に設定されていますが、建設機械の稼働が想定される範囲と配慮が特に必要な施設や住宅等の位置を踏まえ、適切な位置に調査地点が設定されていると判断される根拠をご教示ください。 | ①工事関係車両の主要な走行ルート沿いに位置する地点及び工事関係車両の主要な走行ルートから枝道を入る場所に位置し、基礎コンクリート打設時にミキサー車の走行が集中する可能性が高い地点を選定しております。 ②建設機械の稼働が想定される風力発電機の設置予定範囲の周囲に存在する近傍の住宅を、区域全体の全方位より設定したため、影響の可能性のある範囲を網羅できていると考えております。 |
| 騒音 振動 超低周 波音 6-13 | 329 | 図6.2-1 | 1次 | ①環境2と沿道2は同一地点であるかをご教示ください。 また、同一地点である場合には、交通騒音と建設騒音の両方の影響を受けると想定される地点であると解してよろしいでしょうか。 ②工事関係車両の主要な走行ルートは、騒音の環境基準設定範囲を通るルートですが、環境基準設定範囲内に調査地点を設定する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。 | ①環境2と沿道2は同一地点です。また、交通騒音と建設騒音の両方の影響を受けると想定される地点となります。 ②調査地点は、影響が強く出やすい(現況の交通量が少ない)という観点で、市街地ではなく、より現地に近い地点を選定しております。なお、調査地点においては、対象事業実施区域及びその周囲の中で最も厳しいA類型の基準との比較を実施いたします。 |
| 水質 6-14 | 331 | 表6.2-1(13) | 1次 | 5調査期間等において、1降雨につき複数回実施するとされていますが、どのような段階に分けて採水する計画なのか、また、計画どおり採水するためにどのような対応をとられるのかについて、ご教示ください。 | 降雨前のピンポイント予測をもとに調査の実施を判断いたします。調査当日のピンポイント予測を踏まえ、降雨ピーク時間帯に60～90分の間隔で調査を実施いたします。また、現地で気象レーダーが確認できる場合には、その情報も参照いたします。調査は降雨ピーク前に1、2回、ピーク時間帯に2、3回実施し、透視度計により濁りが収まってきたことを確認して終了いたします。一雨の調査で4～6回の調査を予定しておりますが、濁りが収まり、その後の降雨が見込めないと判断した場合には4回以下で終了することもあります。ただし、調査当日の降雨のピークが20時以降3時以前の時間帯の場合は、安全面の観点から、原則として調査を実施いたしません。 |
| 水質 6-15 | 332 | 表6.2-1(14) | 1次 | ①農業用水として利用されている河川であることを根拠として設定されている調査地点はありませんが、農業用水の取水地点の上流側に調査地点を設定する必要性について事業者の見解をご教示ください。 また、調査地点設定に関し、利水者との協議状況及び今後の対応に係る事業者の見解をご教示ください。 ②土質の調査地点は3地点とされ、対象事業実施区域内に調査地点が設定されていない地質が存在しますが、3地点のみで良いと判断された理由をご教示ください。 | ①農業用水として利用されている河川であることを根拠として追記いたします。修正した資料を別添資料6-15①にお示しいたします。現地確認を踏まえ、可能な限り上流で調査地点を設定しております。現段階で利水者との協議は実施しておりませんが、今後の環境調査、予測、評価によって影響が生じる可能性がある場合は影響の回避、低減策を検討の上、関係機関と協議することを検討いたします。 ②風力発電機の設置予定範囲内に含まれる3種の地質を対象といたしました。 |
| 水質 6-16 | 333 | 図6.2-2(1) | 1次 | 415ページでは、住民等からの意見として「事業想定区域の細流や溜まり・湿地はエゾホトケやエゾサンショウウオの生息地となっております」との意見がありますが、当該意見にある生息地の範囲をどのように捉えているか、事業者の見解をご教示ください。 また、生息地の範囲に対する見解を踏まえ、適切な調査地点が設定されていると判断されている理由をご教示ください。 | 現時点ではエゾホトケドジョウ及びエゾサンショウウオが生息している細流や溜まり・湿地の位置を確認できていないため、現地調査においてこれらの種の生息の把握に努めます。 エゾホトケドジョウに関しては、事業実施に伴い濁水が流入する可能性がある地点として、地形を基に算出した集水域と河川が合流する位置を水質調査の地点に設定しており、谷部の耕作地と山腹の境となる細流等は、サンショウウオ等の調査時に併せて確認を行います。また、エゾサンショウウオに関しては、主に産卵期に卵囊の確認を想定しており、谷部の耕作地と山腹の境となる細流や溜まり及び谷部の湿地等の確認と、未舗装路のわだちの水溜まり等を確認することとしております。 |
| 動物 植物 生態系 6-17 | 340 364 381 | 表6.2-1(19) 表6.2-1(34) 表6.2-1(39) | 1次 | 予測対象時期の「造成等の施工による動植物の生息(育)環境への影響が最大となる時期」と、発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期」は具体的にどのタイミングを指すのか、それぞれご教示ください。 | 「造成等の施工による動植物の生息(育)環境への影響が最大となる時期」については、工事の工程により各動植物種に与える影響は異なることから、造成等の施工工事を実施している期間すべてを想定いたします。「発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期」は、設置予定となる風力発電機全号機の運転が定常状態となる場合を示します。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|------------|-------------|------------|----|--|--|
| 動物 6-18 | 341 342 | 表6.2-1(20) | 1次 | <p>①哺乳類の直接観察調査、フィールドサイン調査、コウモリ類のバットデテクターによる入感状況調査、鳥類の任意観察調査、昆虫類の一般採集調査を行う踏査ルートが不明です。現時点で想定している踏査ルートをお示し下さい。また、現時点で想定している踏査ルート以外のルートも踏査する予定がある場合は、そのルートの選定基準についても合わせてお示しください。</p> <p>②小型哺乳類捕獲調査において、墜落缶を5個設置すると記載されていますが、墜落缶の設置数は、一地点あたり(環境区分毎に)少なくとも20~30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適切な手法による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。またその際、1地点当たり1晩設置することですが、その間は定期的な見回り・確認はするのでしょうか。墜落缶におけるキツネ等による持ち去りや、小型の哺乳類は飢餓に弱いことを考えると、回収時のみの確認とした場合は、調査精度に影響が生じたり、対象種の大量死を引き起こす可能性も考えられますが、確認頻度についてどのように考えるか、あわせて伺います。</p> <p>③昆虫類の調査について、風力発電機の存在や尾根への建設による影響が懸念される飛翔性昆虫及び吹上昆虫についても調査を実施していただきたいのですが、事業者の見解を伺います。</p> <p>④夜間の渡りの調査について、配慮書手続き時に実施した質問及び事業者回答において、「レーダー調査や暗視機器を用いた調査でも種の判断は難しいところではありますが、それぞれの長所及び短所を確認した上で、併用した調査の実施について検討いたします。」と回答がりましたが、レーダー調査や暗視機器を用いた調査の実施の適否を検討した経緯についてご教示ください。</p> | <p>①現時点で想定しているルートは、爬虫類、両生類、陸産貝類、底生動物(ザリガニ類)の調査における踏査ルートと同様であり、現段階で確認できる道を踏査ルートとして示しております。現地調査の際には、風力発電機の設置予定位置及び管理用道路の拡幅等による改変を伴う場所については、可能な限り細かく踏査し、準備書においてそのルートをお示しいたします。踏査ルート以外のルートについては、特に選定基準はありませんが、各項目の調査手法により確認及び採集ができる場所を探すことで、ルートができることとなります。</p> <p>②当事業での小型哺乳類捕獲調査の目的としては、トガリネズミ類及びネズミ類の種類の確認と考えており、定量的なところまでの把握は目的としておりません。シャーマントラップを併用することとしており、墜落缶を20~30個設置するほどではないと考えております。また、ヒグマとの接触を避けるためにも、小型哺乳類捕獲調査においては極力夜間の見回りは実施しないことと考えております。そのため、シャーマントラップでは餌を多めに入れる、体感温度を高めるためにティッシュなどを入れる等の対応を、墜落缶では、通常餌は入れませんが、春や秋等の気温が下がる時期には餌となるミズ等を投入する等の対応をした調査を検討しております。なお、過去の実績からは、突発的に雨や雪が降るなど気象状況が悪くならない場合は、翌日の確認においても生息していることが多いと認識しております。</p> <p>③現状として、そのような調査が確立されていないことや、簡易ライトトラップを10m程度の高さに設置したことはあるものの、設置できる樹林内の種の確認に偏ることから、現状としては予測評価に耐えうる調査ではないと考えております。</p> <p>④配慮書以降に現地を確認したところ、対象事業実施区域周辺は、台地上に牧草地など水平に視野が取れる場所が存在していることが判明したことから、レーダー調査を実施できると判断しました。一方暗視機器による調査は、観察範囲が狭いことから、夜間は高い場所を飛翔する傾向にある鳥類を確認するには難しいと考えられ、現状での実施は考えておりません。</p> |
| 動物 6-19 | 343 | 表6.2-1(23) | 1次 | 夜間録音調査地点について、IC4地点がドマツ植林地となつていますが、自然度9であるチシマザサナ群集のエリアに設定しなかった理由をご教示ください。 | IC4の地点について、林縁部に近く比較的ICレコーダーを設置しやすいと考えられる位置に調査地点を設定しております。ただし、当該位置はドマツ植林地とチシマザサナ群集が入り組んでいる場所であるため、現地調査の際には集力チシマザサナ群集での設置に努めます。 |
| 動物 6-20 | 346 | 表6.2-1(29) | 1次 | P403の専門家ヒアリングにおいて、秋の渡り時期としては8月から始まるため8月も含めるのが良い。と意見されていますが、秋の渡り時期での鳥類相を把握することが目的の一般鳥類調査についても、渡り時の移動経路の調査についても、調査期間に8月が含まれていませんが、この専門家意見をどのように捉え、このような時期設定としたのか、お示しください。 | 専門家からは、シギ・チドリ類など一部の種についての話をされたものと考えており、対象事業実施区域に対してはガン類などの水鳥の通過が考えられるほか、内陸性の猛禽類や小鳥類の通過も推測されます。そのため、9月以降での観察でも移動の種類や移動経路等は把握できるものと考え、秋は9~11月と設定しております。 |
| 動物 6-21 | 349- 356 | 図6.2-4 | 1次 | 全般的に、対象事業実施区域の植生の多様さに対して、調査位置の設定が少なすぎるように思われます。この程度の地点設定で、対象事業実施区域内の状況を十分に把握できるとする根拠をお示しください。 | 現存の植生図を基に作成した環境類型区分に応じて、調査地点を設定しております。現地調査に入る際には、実際の植生に応じて調査地点の追加を検討いたします。 |
| 動物 6-22 | 350 | 図6.2-4(2) | 1次 | p.402の専門家ヒアリングにおいて調査地点の追加について指摘があり、調査地点を調整する旨の対応が示されていますが、地点をどのように調整したのか、説明してください。調整結果が反映されていないのであれば、今後、どこに調査地点を設置することを検討しているかお示しください。 | コウモリの音声モニタリング調査における調査地点について、ヒアリング実施時は、現状の対象事業実施区域西側のBM1~BM6にかけての範囲に2地点しか設けておらず、全体で5地点としておりました。それに対し、専門家からの意見を受けて約2km間隔となるよう地点を追加・移動し、全体で7地点としております。 |
| 動物 6-23 | 352 | 図6.2-4(4) | 1次 | 希少猛禽類の調査地点について、「資料3.」に地上視野と上空視野が示されていますが、事業区域内の地上視野が少ないだけでなく、一部上空視野すら確保できていない箇所があります。これでは猛禽類の区域の利用状況を正しく把握することはできないと考えられるため、調査地点を追加する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。 | 図面上の上空視野は3kmまでの範囲を示しておりますが、実際には3kmよりも少し先まで確認できております。そのため、一部上空視野が確保できていないと見える箇所も、調査の際には確認できるものと考えます。また、猛禽類の出現状況に応じて適宜調査地点の追加、移動定点及び踏査を用いることで、区域における猛禽類の利用状況を把握できるものと考えております。調査を実施した上で新たに設定した定点については、準備書においてお示しいたします。 |
| 動物 6-24 | 353 | 図6.2-4(5) | 1次 | 鳥類の渡りの定点観察調査地点について、「資料3.」に地上視野と上空視野が示されていますが、視野の連続性が欠けていたり、また区域より東側の視野がほとんど確保されていませんが、十分な調査が可能なのでしょうか。事業者の見解を伺います。 | 渡りの調査地点としては、対象事業実施区域を南北方向及び東西方向の渡りを確認できる位置を設定しております。そのため、現状の調査地点によりそれぞれの方向の渡りを確認できるものと考えております。実施に際しては、伐採地などの発生により、視界の良い場所が確認された場合には、適宜地点の変更を行い、対象事業実施区域付近での渡りの状況の把握に努めます。 |
| 動物 6-25 | 354 | 図6.2-4(6) | 1次 | レーダー調査について、ここに調査地点を設置することで、どのくらいの範囲の移動物体を把握できるのでしょうか。 | レーダー調査における移動物体の把握範囲は、調査位置からおおよそ1~3kmです。そのため設定している調査地点からは、対象事業実施区域の中央部における移動物体を把握できるものと考えております。 |
| 動物 6-26 | 355 | 図6.2-4(9) | 1次 | 爬虫類、両生類、陸生貝類、底生動物(ザリガニ類)の踏査ルートが全て共通となっていますが、どのような観点からルートを設定したのか、お示しください。 | 踏査ルートは、現段階で確認できる道を示しております。現地調査の際には、風力発電機の設置予定位置及び管理用道路の拡幅等による改変を伴う場所については可能な限り踏査し、準備書においてそのルートをお示しいたします。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-------------|-------------------|------------|----|--|--|
| 動物 6-27 | 357 | 図6.2-4(9) | 1次 | 調査地点が水環境の調査地点と概ね同様の位置となっておりますが、重要種の生息状況を把握する必要があることから、変更が想定される風力発電機の設置予定範囲周辺の河川にも調査地点を設ける必要があるのではないのでしょうか。調査地点の追加・変更について事業者の見解をご教示ください。 | 現状の風力発電機設置予定範囲は、河川が確認されていない範囲に設定しております。そのため、河川に与える影響としては工事に伴う濁水の流入が考えられ、集水域を基に調査地点を設定した水質調査と同様の地点を、魚類・底生動物の調査地点としております。ただし、現地調査において新たな沢や細流等が確認された場合には、調査地点の追加を検討いたします。 |
| 植物 6-28 | 366 | 図6.2-5 | 1次 | 植物の踏査ルートについて、風力発電機の設置予定範囲から外れていたたり、途中で途切れていたりする部分があります。変更が想定される風力発電機の設置予定範囲については、特に細かな把握が重要なのではないかと考えますが、ルート設定に関する事業者の見解を伺います。 | 踏査ルートは、現段階で確認できる道を示しております。現地調査の際には、風力発電機の設置予定位置及び管理用道路の拡幅等による変更を伴う場所については可能な限り踏査し、準備書においてそのルートをお示しいたします。 |
| 生態系 6-29 | 379 380 382 | 上位性注目種 | 1次 | 上位性注目種として選定されたクマタカについて、餌種としてヤマドリをあげていますが、北海道には基本的に分布しておらず、文献その他の資料調査による確認種一覧にもない種を、どのような意図で調査対象としたのでしょうか。 | 本州における計画の内容にて記載をしておりました。ヤマドリと同程度の大きさで、対象事業実施区域周辺で生息が確認されているキジに変更して、計画を進めたいと考えております。 |
| 生態系 6-30 | 382 | 表6.2-1(40) | 1次 | 検討対象としてあげたそれぞれの種は、どのような理由で上位性種、或いは典型性種の候補としたのでしょうか。 | 上位性の注目種としては、食物連鎖における上位に位置する種を選定しました。特に、対象事業実施区域及びその周囲において広い範囲を活動する種とし、風力発電事業ということも踏まえ、地上より高い空間を利用する種を多く選定しております。典型性の注目種としては、上位性よりも移動範囲は限られるものの、生息密度数が高い傾向を示す種とし、多様な環境を利用する種で、確認がしやすい種とし、風力発電事業ということで、地上よりも高い空間を利用する種や、対象事業実施区域内が生活圏となる種も含め、地上の変更による影響が想定される種を選定しております。 |
| 生態系 6-31 | 382 | 表6.2-1(41) | 1次 | タヌキの生息状況調査について、調査範囲を網羅するように踏査するとしていますが、p.386の図をみると、他の分類群とほぼ同様のルートとなっております。本踏査ルートの何をもって「網羅する」としているのか、事業者の見解をご教示ください。 | 生息状況調査については、哺乳類のフィールドサイン調査などによる踏査した結果や環境類型別に設置する自動撮影装置の結果を利用いたします。踏査ルートは、現段階で確認できる道を示しておりますが、タヌキの生態を考慮して出現しそうな立地や環境を踏査することで、風力発電機の設置予定位置及び管理用道路の拡幅等による変更を伴う場所については可能な限り踏査することで、調査範囲を網羅することを予定しております。 |
| 生態系 6-32 | 384 | 表6.2-6(1) | 1次 | 調査地点は希少猛禽類の調査位置と同様ですが、森林性の猛禽類であるクマタカの生息状況を調査する上で、事業区域内の地上視野が少ないこれらの調査位置で不足はないのでしょうか。調査位置についての事業者の見解を伺います。 | 現状の調査地点としては、上空視野から対象事業実施区域を網羅できる地点を設定しております。実際の調査の際には、クマタカの出現状況に応じて適宜調査地点の追加、移動地点及び踏査を用いることで、区域におけるクマタカの利用状況を把握できるものと考えております。調査を実施した上で新たに設定した地点については、準備書においてお示しいたします。 |
| 景観 6-33 | 392 | 表6.2-1(44) | 1次 | 現地調査を行う「新緑期、繁茂期、落葉期、積雪期」はそれぞれ何月を想定しているのか、ご教示ください。 | 景観の現地調査では基本的に新緑期は4～6月、繁茂期は7～8月、落葉期は11～12月、積雪期は1月～3月を想定しておりますが、現地の調査年の気候や天候、植生の状況も考慮し、季節による眺望の変化が適切に把握できる時期に現地調査を行います。 |
| 景観 6-34 | 393 | 表6.2-1(45) | 1次 | 予測の基本的な手法について、「フォトモニタージュ法により、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測する」とありますが、その際、地域住民や主要な眺望点の利用者に対し、フォトモニタージュを活用したアンケートは実施されるのでしょうか。影響予測の手法について具体的にご教示願います。 | 現時点においてはフォトモニタージュを活用したアンケートの実施は予定しておりません。住民説明会等を通じ、意見聴取に努めて参ります。影響予測の手法については、主要な眺望点及び景観資源の位置関係や、眺望の変化の程度を予測いたします。 |
| 景観 6-35 | 394 | 表6.2-1(46) | 1次 | 本表のせたな青少年旅行村から常代の松まで、不特定かつ多数の者が眺望目的で利用する地点に該当しないことを理由に調査地点としていませんが、少なくともせたな青少年旅行村は眺望利用があることがp.122に記載されています。何を根拠に「不特定かつ多数の者が眺望目的で利用する地点に該当しない」と判断し調査対象外としたのか、それぞれ具体的に説明してください。 | 「せたな青少年旅行村」については、利用者がキャンプ場の利用者に限定され、不特定の利用に該当しないこと、「せたな青少年旅行村」は「立象山公園」の敷地内に位置していること、より不特定かつ多数が眺望目的で利用することが想定される「立象山公園」の展望台を主要な眺望点の代表地点として選定していることから、調査対象外といたしました。その他の地点については、公的なHPや観光パンフレット等から眺望に関する情報が得られなかったことから、眺望目的で利用する地点に該当しないと判断し、調査対象外といたしました。 |
| 人触れ 6-36 | 396 | 表6.2-1(47) | 1次 | 配慮書手続き時に実施した質問及び事業者回答において、「人と自然との触れ合いの活動の場」につきましては、本配慮書に対する関係機関や地元の皆様からのご意見等を踏まえ、関係自治体へのヒアリングを実施する方針であります。」と事業者から回答をいただいていたが、本ページの人と自然との触れ合いの活動の場は配慮書と同様の地点となっております。関係自治体へのヒアリングの結果、どのような意見を受け、配慮書段階と同様の地点としたのか、選定の経緯をご教示ください。 | 人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、配慮書に対し特段ご意見を頂戴しなかったことから、方法書作成段階ではなく現地調査の実施前に、本方法書に対する関係機関や地元の皆様からのご意見等も確認の上、関係自治体に直近の状況を含めた情報収集のヒアリングを実施する方針といたしました。 |
| 人触れ 6-37 | 397 | 表6.2-1(48) | 1次 | 予測地点を表6.2-1(51)に示した箇所としていますが、図2.2-6によると、工事関係車両は長万部町や八雲町内も走行することとなっております。特に、八雲町風力発電事業は工事時期も重複することから、重複するルート上にも調査地点を設ける必要はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。 | 工事関係車両の主要な走行ルートについては、現段階においては、長万部町、八雲町及びせたな町の生コン工場を使用する想定をしており、工事関係車両の主要な走行ルートを分散化する計画であること、また工事関係車両の走行が最も集中するのはせたな町内及び今金町内であることも踏まえ、十分な範囲内において調査地点が設定できているものと判断しております。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|--------------|-----|------------|----|--|--|
| 廃棄物等 6-38 | 401 | 表6.2-1(52) | 1次 | 1.予測の基本的な手法において、「発生量を予測する。」とされていますが、発電所に係る環境影響評価の手引きでは、産業廃棄物については「発生量に加えて最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた調査、予測を行う。」とされており、残土については「発生量に加えて最終処分量、再使用量の把握を通じた調査、予測を行う。」とされています。 発生量の予測のみで適切な予測、評価が行えると判断された理由をご教示ください。 | 廃棄物については発生量だけでなく、中間処理の把握も含め、有効利用量及び処分量を予測いたします。残土についても発生量だけでなく、盛土による再使用量も踏まえた最終処分量を予測します。 |
| 植物 6-39 | 404 | 表6-2-2(3) | 1次 | 専門家から、「植生調査について、可能であれば初夏を含めた3季に調査を実施するか、春から初夏にかけて、夏から秋にかけての2季に調査を実施すること」と意見があり、事業者の対応として「春から初夏にかけて」及び「夏から秋にかけて」の2季での実施に修正することが記載されています。このことについて、 ①「春から初夏にかけて」及び「夏から秋にかけて」の具体的な時期は、(4～8月)、(7月～10月)ということによろしいですか。 ②実際の調査手法を確認すると、初夏、夏の2季となっており、対応と整合していません。秋の調査が行われないことになっていますが、専門家の意見への対応としてこれと十分考えた根拠をお示しください。 | 専門家からいただいたご意見のとおり、春を4月上旬～5月上旬、初夏を5月下旬～6月中旬、夏を7月上旬～8月上旬、秋を8月下旬～9月下旬と考えております。このことから、 ①「春から初夏にかけて」は4～6月頃、「夏から秋にかけて」を7～9月頃と考えております。 ②「春から初夏にかけて」に対して初夏を、「夏から秋にかけて」に対して夏を設定し、2季としております。 |

7.「第7章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|-----|-------------|----|--|--|
| 7-1 | 410 | (1)騒音及び風車の影 | 1次 | 「風車と住宅等の離隔をとることにより、影響を回避又は十分に低減すること」との意見について、対象事業実施区域設定の際にどのように対応をされたのかをご教示ください。 | 住宅等から近傍の区域を現段階で可能な限り除外し、最寄りの住居までの距離は変わらなかったものの、全体的な離隔を広げました。 |
| 7-2 | 411 | (8)水質 | 1次 | 「水道水源の水質に影響を及ぼすと考えられる区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること」との意見について、対象事業実施区域設定の際にどのように対応をされたのかをご教示ください。 | 現段階で河川を可能な限り除外いたしました。 |
| 7-3 | 453 | 図7.2-14(1) | 1次 | 保護林について、p.303にある配慮書に対する経済産業大臣の保護林に関する意見に対し、「保護林からの十分な離隔を取る等により、保護林への影響回避について検討してまいります。」と見解を述べていますが、本ページでは「風力発電機がたとえ隣接していても開発に関する規制等はないことを確認している」とし、対象事業実施区域から保護林が除外されたものの、離隔が確保されていません。また、現存植生図を見ると、当該保護林と連続した植生の可能性があるトドマツ-ミズナラ群落を対象事業実施区域と重複していること、「野生生物の個体群を有し、その個体群の存続のために保護・管理が必要な森林」として保護林が指定されていることを踏まえると、対象事業実施区域と十分な離隔を取り、保護林及びその周辺植生への影響を確実に回避する必要があると考えますが、事業者として「十分な」離隔についてどのように考え、今回の対応となったのか、説明願います。 | 「十分な」離隔については今後の環境調査、予測、評価及び設計を基に森林管理署や専門家との協議を踏まえて影響を回避できる離隔を設定することを検討しております。現時点では保護林周辺も変更の可能性があるため対象事業実施区域に含めておりますが、協議を踏まえ検討した離隔を事業計画に反映してまいります。 |
| 7-4 | 454 | 図7.2-14(2) | 1次 | ①植生自然度9の植生及び土砂流出防備保安林がまとまって分布する西部エリアを配慮書段階の区域から除外していますが、南部の水源涵養保安林や自然度9についてはどのような検討を経て、除外されずに区域に含めたままとしたのかご教示ください。 ②本図の植生自然度9の範囲がp.103の範囲と異なりますが、どちらが正しい情報なのかご教示いただき、誤っている方の図を修正してください。 | ①事業としての活用が難しいと判断し削除した西部エリアに対して南部エリアは現段階では風力発電機や工事用道路、資材置場の設置等による土地改変を行う可能性があるため除外せずに区域に含めたままとしております。保安林の中でも急傾斜地などの崩落の可能性がある場所、人家等保全対象に近接する箇所などでは、原則として保安林を解除しないことになっており、これら以外の場所でも転用解除に当たっては、一定の要件を満たすことになっております。そのため、やむを得ず保安林内での事業を進める場合は、保安林の改変等について関係機関と十分な協議を行った上で検討してまいります。 ②p454が誤っていたため、修正した図を別添資料7-4②にお示しいたします。 |

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|-----|-----|------------|----|---|---|
| 7-5 | 457 | 図7.2-14(5) | 1次 | <p>配慮書手続きにおける事業実施区域検討の際、鳥獣保護区は事業実施想定区域から除外しており、道路造成による変更の可能性のある範囲にも含まれていないとしていましたが、本方法書では今金八東鳥獣保護区を通過している既存道路を拡幅する可能性があるとして、対象事業実施区域に追加しています。</p> <p>そこで、</p> <p>①なぜ配慮書段階で回避していた区域を方法書段階で追加する必要があったのか、追加の必要性がわかるよう、検討経緯をご教示ください。</p> <p>②「大規模な変更は行わず、部分的な拡幅を想定している」とのことですが、「部分的な拡幅」とはどの程度の規模（土地変更の程度や樹木の伐採や枝払いを含むのかどうか）、どのような工法を想定しているのか、ご教示ください。</p> <p>③配慮書時点では環境省に対して「道路造成について、鳥獣保護区側を延長して変更することがないように計画検討する」旨の説明があったと聞いています。鳥獣保護区に対してどのように考えているのか、伺います。</p> | <p>①配慮書から事業検討を進め、風力発電機の設置範囲の絞り込みを行った結果、大型部品（風力発電機等）の輸送に伴い、現段階では道路の造成が必要となる可能性があるかと判断し、道路造成（既存道路の部分的な変更）のみ可能性のある範囲として対象事業実施区域に追加いたしました。</p> <p>②既存林道を活用し、変更は最小限にする様にいたします。</p> <p>今後確定する風車部材サイズ（幅、長さ、高さ）と輸送車輛の種類に合わせて輸送時に必要な平面スペースを確保する為に、カーブ・コーナー部や離合部の幅員等は切盛土や樹木の伐採を想定しており、上空部分の空間確保の為に枝払いを想定しております。</p> <p>路盤は基本的に碎石舗装を考えておりますが、林道の傾斜勾配によっては局所的にアスファルト舗装をする可能性があります。</p> <p>③鳥獣の保護を図るため特に配慮する必要がある区域と認識しております。</p> <p>配慮書から事業検討を進め、風力発電機の設置範囲の再検討を行った結果、現時点では道路造成（既存道路の部分的な変更）のみ可能性のある範囲として対象事業実施区域としておりますが、今後の環境調査や事業性等を勘案した上で事業計画を策定するにあたり、鳥獣保護区内の道路変更がないよう計画検討いたします。</p> |

8. その他に関する質問

| 番号 | 頁 | 項目等 | 区分 | 質問事項 | 事業者回答 |
|----|---|-----|----|------|-------|
|----|---|-----|----|------|-------|